

市民経済委員会審査日程表

開催日 平成27年3月20日(金)

本会議休憩中 開議

場 所 第3・4委員会室

第1 議案第39号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

追加提出予定議案（国保年金課）

(1) 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【概要】 本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に合わせて、平成 27 年度以後における国民健康保険料の軽減判定所得の算定方法を改めることにより、低所得者世帯の保険料負担の軽減を図るもの。

(主な内容)

ア 応益割分（被保険者均等割及び世帯別平等割）の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を 24.5 万円から 26 万円に引き上げる。

| | |
|------------|--------------------------------|
| < 現行 > 基準額 | 33 万円 + <u>24.5 万円</u> × 被保険者数 |
| < 改正 > 基準額 | 33 万円 + <u>26.0 万円</u> × 被保険者数 |

イ 応益割分（被保険者均等割及び世帯別平等割）の 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を 45 万円から 47 万円に引き上げる。

| | |
|------------|------------------------------|
| < 現行 > 基準額 | 33 万円 + <u>45 万円</u> × 被保険者数 |
| < 改正 > 基準額 | 33 万円 + <u>47 万円</u> × 被保険者数 |

※被保険者には特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行した者で、継続して国保の被保険者と同一世帯に属するもの）含む。

ウ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日

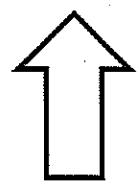
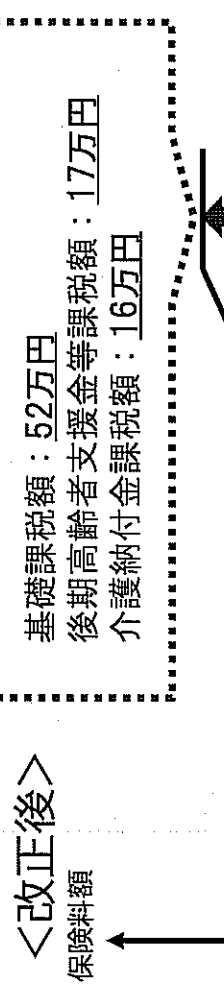
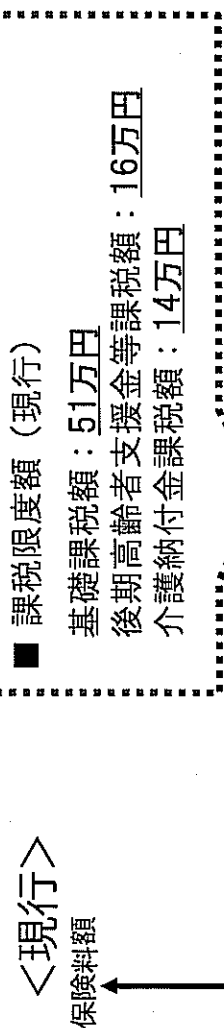
※国民健康保険法施行令の一部を改正する政令においては、保険料賦課限度額の引上げ（医療分に係るものを 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等に係るものを 16 万円から 17 万円に、介護納付金に係るものを 14 万円から 16 万円に引き上げる。）も併せて行われる。

国民健康保険料の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し (国民健康保険料)

要望概要

I 国民健康保険料の課税限度額を見直し。※条例改正事項ではない。
 II 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

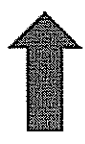
要望内容



■ 軽減判定所得 (現行)
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数*)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数*)

■ 軽減判定所得 (改正後)
 ① 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 26.0万円 × (被保険者数*)
 ② 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 47万円 × (被保険者数*)

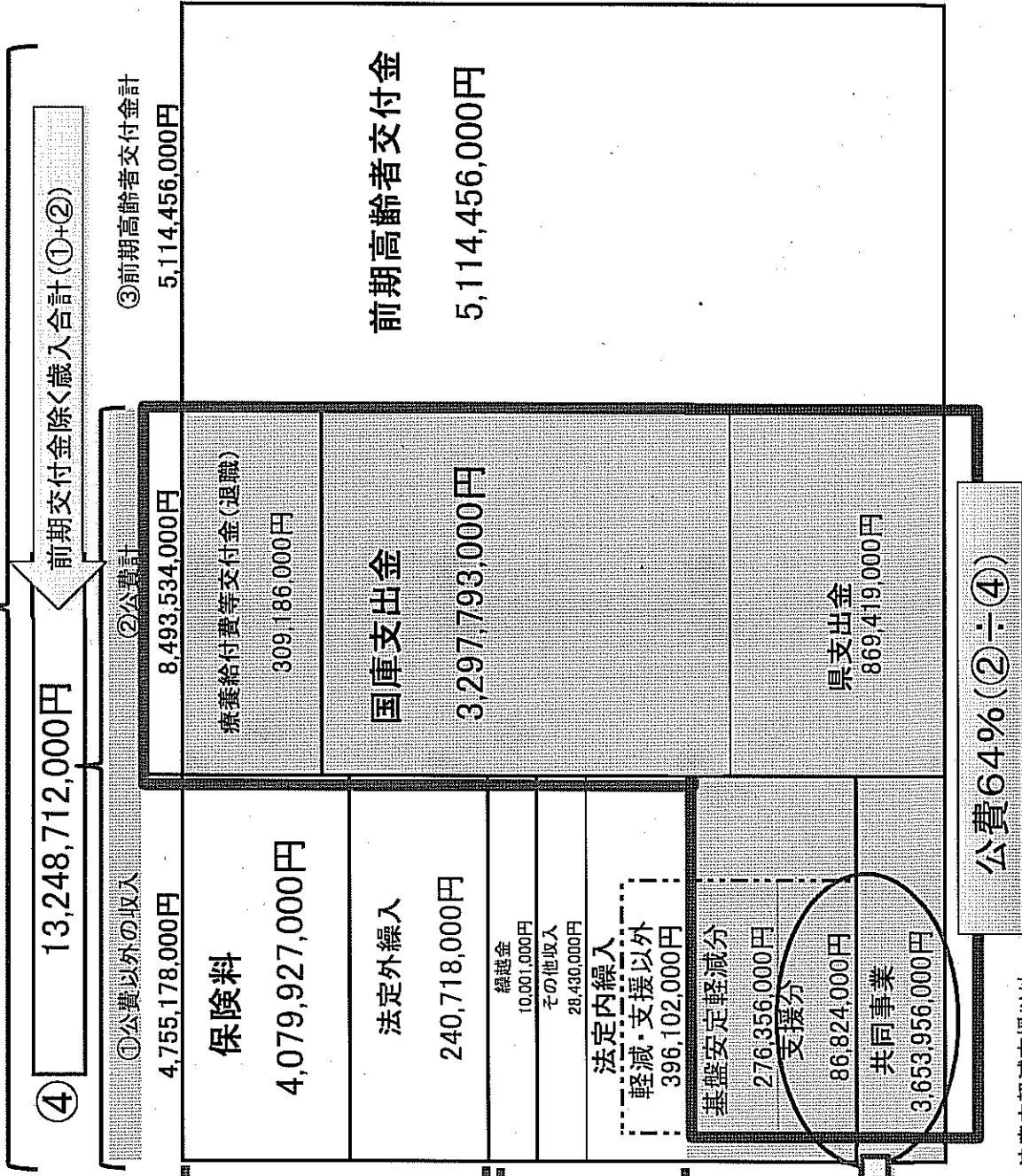
* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。



平成27年予算における歳入の内訳(国保年金課)

追加3

平成27年度歳入合計 18,363,168,000円 ①+②+③



【国基準】 保険料等 33%
 (保険料+法定外)÷④
 約31% 約2%

その他 3%
 (繰越+その他+法定内軽減
 支援以外)÷④

財政基礎強化策
 ◎低所得者の人数に応じた財政支援
 ◎医療費について県内の全市町村拠出による共同事業
 ⇒平成27年度より恒久化
 (平成26年度までは暫定措置)

※①公費以外の収入=保険料+法定外+繰越金+その他+法定内軽減支援以外
 ※②公費=療養給等交付金+国庫支出金+県支出金+軽減分+支援分+共同事業

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(保健事業)</p> <p>第6条 本市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 衛生教育 (2) 感染症、寄生虫病その他の疾病の予防 (3) 健康診断 (4) あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅう (5) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第7条の3 保険料のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、<u>法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項</u></p> | <p>(保健事業)</p> <p>第6条 本市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 衛生教育 (2) 感染症、寄生虫病その他の疾病の予防 (3) 健康診断 (4) あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅう (5) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第7条の3 保険料のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規</p> | <p>並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、<u>法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）</u>のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額 （保険料の減額）</p> | <p>定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）<u>その他</u> 国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額 （保険料の減額）</p> |
| <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額は、令第29条の7第2項第10号に定める金額を超えることができない。）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第</p> | <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額は、令第29条の7第2項第10号に定める金額を超えることができない。）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に <u>2 6 万円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額</p> | <p>1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に <u>2 4 万 5 千円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に47万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の3又は第16条の6」と、「令第29条の7第2項第10号」とあるのは「令第29条の7第3項第9号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の11」と、「令第29条の7第2項第10号」とあるのは「令第29条の7第4項第9号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> | <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に45万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の3又は第16条の6」と、「令第29条の7第2項第10号」とあるのは「令第29条の7第3項第9号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の11」と、「令第29条の7第2項第10号」とあるのは「令第29条の7第4項第9号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---------------|--|
| <p>第5条 削除</p> | <p>る基礎賦課総額の特例) 第5条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第7条の3の 規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあ るのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げ る交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する 額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項 の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」 とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p> |

流山市国民健康保険条例の一部改正に伴う保険料軽減世帯等の影響について

保険料軽減の拡大の影響(一般+退職)

| | | 現行(H26) | 改正後(H27) | 差 (改正後-現行) | H27収納影響額 |
|---------------------|-------|----------|----------|---------------|-------------|
| 5割軽減 【医療(後期)・介護】 | 被保険者数 | 5,137人 | 5,563人 | 426人 | -1,702,691円 |
| | 世帯数 | 2,942 世帯 | 3,169 世帯 | 227 世帯 | |
| 2割軽減 【医療(後期)・介護】 | 被保険者数 | 6,127人 | 6,357人 | 230人 | -2,348,804円 |
| | 世帯数 | 3,402 世帯 | 3,551 世帯 | 149 世帯 | |
| 合計 | 被保険者数 | 11,264人 | 11,920人 | 656人 | -4,051,495円 |
| | 世帯数 | 6,344 世帯 | 6,720 世帯 | 376 世帯 | |

【参考】7割軽減対象: 7, 231世帯、9, 208人→H26保険基盤安定申請より

収納額の減

※改正後の数値(世帯数、収納影響額等)は国保連合会算定マニュアル(H26DSK本算定データ)を元に試算

※現行(H26)の数値は保険基盤安定負担金申請の数値と一致